

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定
審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

資料番号	15	担当課	環境・ゼロカーボン推進課		
法令名	土壤汚染対策法	根拠条項	第16条第1項	許認可等の内容	搬出しようとする土壤の基準適合認定
土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) (汚染土壤の搬出時の届出及び計画変更命令) 第十六条 要措置区域又は形質変更時要届出区域 (以下「要措置区域等」という。)内の土地の土壤 (指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。以下「汚染土壤」という。)を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者 (その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行おうとする者を除く。)は、当該汚染土壤の搬出に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壤を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。 〔略〕 ○土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) (搬出しようとする土壤に係る環境省令で定める基準に適合する旨の認定) 第六十条 法第十六条第一項の規定による都道府県知事の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十五による申請書を提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 要措置区域等の所在地 三 認定調査の方法の種類 四 掘削前調査の方法により認定調査を行った場合にあっては、土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果、当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の認定調査の結果に関する事項 五 掘削後調査の方法により認定調査を行った場合にあっては、土壤の採取を行った日時、調査対象とした土壤全体の体積、当該土壤の分析の結果、当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の認定調査の結果に関する事項 六 認定調査を行った指定調査機関の氏名又は名称 七 認定調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号 2 前項の申請書には、認定を受けようとする範囲及び要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。 3 都道府県知事は、第一項の申請があったときは、次の各号に掲げる調査の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める土壤について、法第十六条第一項の認定をするものとする。 一 掘削前調査の方法 第五十九条の二第六項の規定により土壤の採取を行わなかった土壤及び第五十九条の二第五項から第八項までの規定により採取され、若しくは混合された土壤のうち連続する二以上の深さにおいて採取された土壤を同条第九項若しくは第十項の規定により測定した結果、その汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該二以上の土壤を採取した深さの位置の間の部分にある当該測定に係る同項第四号の掘削対象単位区画内の土壤 (当該二以上の土壤を採取した深さの位置の間の部分において、土壤汚染状況調査その他の調査の結果、少なくとも一の特有害物質の種類について土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかとなった土壤を採取した位置を含む場合における当該位置を含む連続する二の土壤を採取した深さの位置の間の部分にある土壤を除く。)					

二 掘削後調査の方法 前条第六項の規定により土壤の採取を行わなかった土壤及び同条第九項の測定において同項の測定に係る土壤の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該土壤に係るロット